

1997年度日本気象学会総会議案

日本気象学会第29期理事会
1997年5月22日

◎各賞および国際交流に関する細則等の改正
趣旨

日本気象学会が行っている日本気象学会賞をはじめとする気象学の各分野における活躍に対する顕彰あるいは支援（以下、各賞等と略す）の制度は、定款の目的と事業で位置づけられたものである。本来、定款は細則により補完され、実施細目が定められてきた。しかし、これまで実施されてきた前述の各賞あるいは国際交流は、その実施細目が各賞等の選定規定で定められており、細則では位置づけられていなかった。

このため、定款を受けて学会が行う事業を包括的に定めるべき細則に各賞の選考規定を設けることを第6章に、国際交流に関する規定を設けることを第7章に明記し、学会事業の明確化をはかる。

また、各賞の選定規定における対象件数を実状に合わせて、同時に改正する。さらに、堀内基金奨励賞については、設定当初と異なり、気象学の境界・周辺領域の研究を奨励することよりも、これら領域の研究を顕彰することの意義が重要であること、他の各賞等の名称との並びからも、名称を堀内賞と改正する。

<細則>

現行

各賞等の定めなし。

改正案

第6章 表彰および奨励

第24条 本会は学術研究および学術成果に対し次の表彰および奨励を行う。

1. 日本気象学会賞

気象学および気象技術に関し貴重な研究をなした者に対する顕彰。

2. 藤原賞

調査・研究・総合報告・著述その他の活動により、日本の気象学および気象技術の発展・向上に寄与したものに対する顕彰。

3. 山本・正野論文賞

基礎研究・応用技術開発を問わず、新進の研究者・技術者による優秀な論文に対する顕彰。

4. 堀内賞

気象学の境界領域・隣接分野あるいは未開拓分野での調査・研究・著述等により、気象学あるいは気象技術の発展・向上に大きな影響を与えたものに対する顕彰。

5. 奨励金

研究を本務としない職場において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているものに対する奨励。

第25条 前条に掲げる表彰および奨励の対象者を選定するため受賞候補者推薦委員会を設ける。受賞候補者推薦委員会は、担当理事を長とする。

第26条 第24条および第25条に掲げる表彰および奨励の内容は理事会が別途定める規定による。

第7章 国際学術交流

第27条 本会は、気象学における国際的な発展および交流を図るため、学術的な国際交流事業への支援を行う。

第28条 前条の事業を実施するため、国際学術交流委員会を設ける。国際学術交流委員会は、担当理事を長とする。

第29条 第27条および第28条に掲げる事業の内容は理事会が別途定める規定による。

<選定規定>

改正のある項目のみ以下に掲載する。

現行

学会賞受賞者選定規定

3. 委員会は、原則として前5か年間の気象集誌その他の学術雑誌に発表された論文を審査して、その中から気象学に関し貴重な研究をなした者、原則として1件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。

藤原賞受賞者選定規定

3. 委員会は、主に気象学に関する調査・研究・総合報告・著述等により、日本の気象学および気象技術の向上に寄与したものを、原則として1

件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。

堀内基金奨励賞受賞者選定規定

1. 堀内基金奨励賞受賞者を選定するため、堀内基金奨励賞候補者推薦委員会（以下、委員会と称する）を設ける。
3. 委員会は、主に気象学の境界・周辺および未開拓の分野における調査・研究・著述等により、気象学および気象技術の向上に寄与しているものを、原則として1件選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
5. 堀内基金奨励賞は賞状および副賞（賞金）とし、原則として秋季大会でこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。

奨励金受領者選定規定

3. 委員会は、奨励金受領者の募集を行い、応募のあった申請のうちから原則として3件を選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。

改正案

学会賞受賞者選定規定

3. 委員会は、原則として前5カ年間の気象集誌その他の学術雑誌に発表された論文を審査して、その中から気象学に関し貴重な研究をなした者を、原則として2件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。

藤原賞受賞者選定規定

3. 委員会は、主に気象学に関する調査・研究・総合報告・著述等により、日本の気象学および気象技術の向上に寄与したものを、原則として2件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。

堀内賞受賞者選定規定

1. 堀内賞受賞者を選定するため、堀内賞候補者推薦委員会（以下、委員会と称する）を設ける。
3. 委員会は、主に気象学の境界領域・隣接分野あるいは未開拓分野における調査・研究・著述等により、気象学および気象技術の向上に寄与しているものを、原則として1件選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
5. 堀内賞は賞状および副賞（賞金）とし、原則として秋季大会でこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。

奨励金受領者選定規定

3. 委員会は、研究を本務としない職場において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているものに対する奨励のため、奨励金受領者の募集を行い、応募のあった申請のうちから原則として3件を選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。